

## 【特別措置の概要】

災害時の特別措置とは、台風や地震等の災害が発生し、災害救助法の適用または激甚災害に指定された場合、その適用または指定された地域において被災された需要者に対する特別措置として、小売電気事業者からの申請を受け、以下のとおり対象サービス料金の料金算定日を延期する等の特別措置を講じるものです。

## 【特別措置の対象地域】

災害救助法の適用または激甚災害に指定された市町村

## 【特別措置の内容】

### (1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延期

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の料金算定日を、それぞれ1ヵ月延期いたします。

### (2) 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されない場合には、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間、料金の算定期間ごとに接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金から「電気を使用されない期間の日数×4%」の割引を行ない、料金を算定いたします。

### (3) 工事費負担金の免除

被災時から引き続きまったく電気を使用されず、当該供給地点に係る接続供給を廃止し、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに新たに当該供給地点に係る接続供給の申し込みを行なう場合は、それに要する工事費負担金を申し受けません。（ただし被災時の当該供給地点に係る接続送電サービス契約電力等を超えないこと）

### (4) 臨時工事費の免除

再建等のため、臨時に電気を使用される場合で、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時接続送電サービスの申し込みを行なう場合は、それに要する臨時工事費を申し受けません。

### (5) 諸工料の免除

再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申し込みを災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに行なう場合は、その初回の工事に要した実費または実費相当額を申し受けません。（ただし供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一であること）

### (6) 使用不能設備に相当する接続送電サービス料金等の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までに限り、復旧までの間、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金の割引を行ない、料金を算定いたします。

<お問い合わせ先>

当社ネットワークサービスセンターまでお問合せください。